

会議名 令和5年度手数料適正化検討委員会

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

| | | |
|------------------|-----|--|
| 附属機関又は 会議体の名称 | | 手数料適正化検討委員会 |
| 事務局（担当課） | | 政策経営部財政課 |
| 開催日時 | | 令和5年8月2日 |
| 開催場所 | | 本庁舎政策経営部会議室 |
| 議 題 | | 1. 豊島区手数料条例の改正について 2. その他 |
| 公開の 可否 | 会 議 | 非公開 |
| | | 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。 |
| | 会議録 | 一部非公開 |
| | | 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部非公開とする。 |
| 出席者 | 委 員 | 区民部長（副委員長）、財政課長（副委員長）、企画課長、行政経営課長、総合窓口課長、生活衛生課長 |
| | 事務局 | 財政課3名 |
| 会議次第 | | (1) 議題の案件について説明 (2) 質疑応答 |

◎ 会議の概要等

下記の議題について、所管課長、事務局担当者より説明を行った。

1 豊島区手数料条例の改正について（資料1）

（1）旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡する場合における、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料の新設（生活衛生課）

「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」の施行により、旅館業法の一部が改正され、譲渡による営業者の地位の承継が可能となるため、当該事務の手数料額を新設したい。

⇒改正案について承認した。

【委員からの質問とそれに対する回答】

・これまでも実態として譲渡はあったと思うが、今回どのように変更になるのか。

⇒従前の事業主が廃業届の手続きを行った上で、承継者が新たに許可申請を行うことになっていたため、許可申請にかかる手数料が該当となっていたが、本改正により、「相続・合併・分割」にかかる手数料と同じ位置付けとなる。

2 その他

（1）手数料に関する全庁調査について

手数料の実態調査は概ね3年に1度実施しているが、令和4年度決算はコロナ禍の影響があることを鑑み、令和5年度の実施は見送り、次年度以降改めて調査の実施方針について検討することとしたい。

⇒提案について承認した。

| | |
|----------|--|
| 会議の結果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提示された豊島区手数料条例改正案について、手数料適正化検討委員会で承認したものとし、令和5年第3回定例会に豊島区手数料条例改正案を上程する。 ・ 3年ごとの手数料一斉見直し調査の実施については、次年度以降状況を見て判断することとする。 |
| 提出された資料等 | 資料1（1－1他） 豊島区立手数料条例改正新旧対照表、説明資料等【生活衛生課】 |
| その他 | なし |